

八王子市介護サービス事業者等指導監査実施要綱

平成27年4月1日施行
平成29年4月1日改正
平成30年4月1日改正
令和2年7月1日改正
令和3年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年7月4日改正

第1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第76条の2、第78条の7、第78条の9、第83条、83条の2、第90条、第91条の2、第100条、第103条、第114条の2、第114条の5、第115条の7、第115条の8、第115条の17、第115条の18、第115条の27、第115条の28、第115条の45の7、第115条の45の8並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する第54条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けたもの（以下「指定介護機関」という。）を含む。以下併せて「介護サービス事業者等」という。）に対して八王子市（以下「市」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

- 1 指導は、介護サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関し、利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。
- 2 監査は、介護給付等対象サービス及び第1号事業の内容、介護報酬及び第1号事業支給費の請求等に関し、介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等（以下「条例等」という。）に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合等に、すみやかに事実確認を行い、公正かつ適正な措置を採ることにより、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護を図ることを目的とする。

第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げる介護サービス事業者等とする。ただし、(11)については、実地検査の対象から除くものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者

- (4) 指定介護老人福祉施設
- (5) 介護老人保健施設
- (6) 介護医療院
- (7) 指定介護予防サービス事業者
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (9) 指定介護予防支援事業者
- (10) 特例により(1)から(9)までのサービスを行う者
- (11) 法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)の指定事業者
- (12) 指定介護機関

第4 指導について

1 指導方針

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、条例等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指示等を行うことを方針とする。

2 指導形態等

指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

第3に掲げた介護サービス事業者等に対し、制度改正内容、過去の行政処分事例及び指導事例等に基づく指導内容等について、年1回以上、オンライン等を活用した方法により行う。

(2) 実地検査

指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般検査

市が単独で行うもの。

イ 合同検査

市が厚生労働省や他の保険者等と合同で行うもの。

3 実地検査等の実施方針等及び実施計画

(1) 実地検査等を効率的かつ効果的に実施するため、実地検査の重点項目等掲げる実地検査等実施方針(以下「実施方針」という。)及び「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」(令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知。最終改正：令和6年7月4日付け老発0704第7号厚生労働省老健局長通知。以下「運営指導マニュアル」という。)(以下「運営指導マニュアル」という。)において定められた「確認項目及び確認文書」を基にした指導事項票を別に定める。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査等の対象及び実施時期等を定めた実施計画(以下「実施計画」という。)を別に策定する。

4 指導対象

指導は第3に掲げた全ての介護サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、全ての介護サービス事業者等を対象とし、市の実情に合わせて選定する。なお、指導内容等により、サービス種別ごとに実施する等、

より一層の理解が図れるよう努める。

(2) 実地検査の対象

ア 一般検査

(ア) 別に策定する実施計画の選定方針に基づき、対象介護サービス事業者等を選定する。

(イ) その他、市が特に実地検査を要すると認める介護サービス事業者等を選定する。

イ 合同検査

一般検査の対象とした介護サービス事業者等の中から選定する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の実施日、実施方法、内容等を文書により当該介護サービス事業者等に事前に通知する。

イ 指導方法

オンラインを活用した動画配信等によって行い、受講の有無は配信動画の視聴や資料の閲覧状況を通じて確認する。また、未受講の介護サービス事業者等には、資料の公開場所を通知し、資料の閲覧を行うよう指導する。

(2) 実地検査

ア 実施通知

検査対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠法令、対象事業所及びサービス種別、実施日時、検査担当者、留意事項、準備書類等を文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）により原則として検査実施日の1月前までに当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該事業所における事実関係を確認することができないと認められる場合は、検査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

イ 検査方法

実地検査は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

ウ 実地検査の留意事項

(ア) 所要時間の短縮等

実地検査の所要時間については、指導事項票を踏まえることで、一の介護サービス事業者等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護サービス事業者等と市双方の負担を軽減し、実地検査の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地等の実地検査の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護サービス事業者等及び老人福祉施設等に対する実地検査については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 実地検査で準備する書類等

実地検査において準備する文書は、原則として、前年度からの直近の実績に係るものとし、介護サービス事業者等に対して実地検査の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とする。

また、介護サービス事業者等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認するよう努める。

(エ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、必要に応じて介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録を確認する。

エ 検査結果の通知等

検査の結果については、検査後講評を行うものとし、後日文書により通知する。

オ 改善状況報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、文書により改善を求めた場合は、検査結果通知後原則30日以内に、改善状況報告書(電磁的記録を含む。)の提出を求める。

カ 検査結果等の情報共有

検査結果及びその内容については、決裁後の供覧により関係所管課と情報共有を行う。

6 調査書等の提出

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に対して、当該事業者の運営状況及び事業内容の把握をするための書類(電磁的記録を含む。)の提出を求め、実地検査の基礎資料として活用する。

第5 実地検査にあたっての留意点

実地検査にあたっては、「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日付け老発0331第6号老健局長通知。最終改正：令和6年3月26日付け老発0326第6号老健局長通知。以下「指導監督通知」という。)及び運営指導マニュアルを参考にすることとし、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意する。
- (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護サービス事業者等については、積極的に評価し、他の介護サービス事業者等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (3) 検査は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4) 検査における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5) 検査の際、介護サービス事業者等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業員や介護サービス事業者等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

第6 監査への変更

実地検査中に次に該当する状況を確認した場合は、実地検査を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 条例等に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第7 監査について

1 監査方針

監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、条例等に従っていない状況が著しいと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、指導監督通知における介護保険施設等監査指針及び「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」（令和6年4月5日付け老発0405第3号）における監査マニュアルを踏まえ事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

2 監査対象となる介護サービス事業者等の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 要確認情報
 - ア 市、都、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び地域包括支援センター等へ寄せられた通報、苦情及び相談等に基づき、関係所管課が運営指導等を実施して得た情報
 - イ 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
 - ウ 介護サービス情報の報告及び公表制度に係る報告の拒否等に関する情報
 - エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等
- (2) 実地検査における情報
 - 法第23条及び生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する第54条により検査を行った介護サービス事業者等において認め

た指定基準違反等及び人格尊重義務違反

3 監査方法等

(1) 実施通知

監査対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠法令、対象事業所及びサービス種別、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備書類、留意事項等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該事業所における事実関係を確認することができないと認められる場合は、監査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。なお、法第23条による実地検査を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(2) 監査方法

介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査をする。

4 監査調書の作成

監査担当者は、検査終了後、監査調書を作成する。

5 監査結果の通知等

(1) 監査結果の通知

監査の結果、法に定める勧告には至らないものの、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

市は、当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、その改善の状況を文書により報告を求める。

6 勧告及び公表

市は、介護サービス事業者等（指定介護機関を除く。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告（業務運営の勧告を含む。以下同じ。）することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告を行った場合は、当該介護サービス事業者等に対し、期限内に採った措置について文書により報告を求める。

7 行政処分所管部署への通知

介護サービス事業者等（指定介護機関を除く。）が勧告に従わない場合、又は介護サービス事業者等が指定取消等の行政処分に該当すると認められる場合は、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

8 関係機関との連携

監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者等並びに国保連との連携を図る。

9 厚生労働省への報告

法第197条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4等の規定に基づき、厚生労働省から介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施状況について報告を求められた場合は、適切に対応する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。